建築行政と統計

令和8年度版

いわき市都市建設部建築指導課

目　　次

◇ 建築行政

建築指導課の業務 ---------- 1
ゆとりの道路整備事業 ---------- 2
道路位置指定 ---------- 2
建築物防災週間 ---------- 2
建築協定 ---------- 2
建築審査会 ---------- 2
人にやさしいまちづくり条例 ---------- 3
都市の低炭素化の促進に関する法律 ---------- 3
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ---- 3
建築行政・開発許可 DX 推進事業 ---------- 3
定期報告制度 ---------- 4
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 --------- 4
垂直積雪量 ---------- 5
日影による中高層の建築物の制限 ---------- 5
風　　速 ---------- 5
中間検査の特定工程 ---------- 6
市街化調整区域の建築制限 ---------- 7
地区計画の区域内における建築物の制限 ---------- 8.9.10
特別用途地区内における建築物の制限 ---------- 11
中高層建築物指導要綱 ---------- 12
携帯電話基地局等指導要綱 ---------- 12
建築基準法関係の手数料 ---------- 13
主な許可等の申請手数料 ---------- 14

◇ 建築統計

確認申請受付件数の推移 ---------- 15
確認申請及び許可申請受付件数（年度別） -------- 16
工種別用途別確認申請受付件数（年度別） -------- 17
地区別用途別確認申請受付件数及び床面積（令和 7 年度） - 18
事業等別手続き等件数一覧等 ---------- 19
いわき市建築協定一覧表 ---------- 20

◇ 参考

<参考>いわき市を業務区域としている指定確認検査機関--- 21
<参考>福島県指定構造計算適合性判定機関
（10,000 ㎡以下） ---------- 21
<参考>いわき市を業務区域としている
登録建築物エネルギー消費性能判定機関 -------- 22

◇建築行政

■ 建築指導課の業務

＜指導係＞

- 建築行政の指導に関すること
- 建築物の査察に関すること
- 建築に係る意見の聴取に関すること
- 建築基準法に基づく許可及び認可に関すること
- 建築基準法に基づく指定に関すること
- 既存建築物等の防災対策に関すること
- 建築審査会に関すること
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等の受理、助言及び勧告等に関すること
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定、措置命令等に関すること

＜建築審査係＞

- 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物等に係る措置命令、指導、助言及び報告の徴収等に関すること
- 人にやさしいまちづくり条例に基づく指導、助言及び勧告に関すること
- 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく適合性判定、認定及び措置命令等に関すること

＜開発・盛土対策担当＞

- 都市計画法に基づく開発行為に関すること
- 宅地等開発の指導に関すること
- 優良宅地造成の認定に関すること
- 開発審査会に関すること
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること

■ ゆとりの道路整備事業

ゆとりの道路整備事業は、安全で良好な市街地の形成と居住環境の改善を図ることを目的として、市街化区域内の市道に限り、建築基準法第 42 条第2項による後退用地を市が買い取り、又は寄付を受けることで、道路の拡幅整備を行うものです。

■ 道路位置指定

建築基準法では、都市計画区域内における建築物の敷地は、原則として道路に2m 以上接しなければならないとされています。(建築基準法第 43 条第1項)

宅地開発などにおいて、道路法や都市計画法等によらず、道路を築造する場合には、建築基準法第 42 条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることができます。

■ 建築物防災週間

建築物防災週間は、広く建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図ることにより、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年から全国的に行われているものです。

毎年、春と秋に防災週間が設けられその期間に消防署と連携を図りながら、防災査察を行っています。

■ 建築協定

建築協定は、居住環境や商店街の利便性等を高めるため、その区域における建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠、設備に関する基準について、きめ細かく設けることにより、地域の環境や個性に応じたまちづくりが行える制度です。

いわき市においては、昭和 56 年にいわき市建築協定条例を制定し、同年から建築協定を締結することができるようになりました。

■ 建築審査会

建築審査会は、建築基準法第 78 条第1項の規定により、建築主事を置く都道府県や市町村に設置されるもので、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができる方の中から、委員を任命することとされています。

いわき市においては、いわき市建築審査会条例に基づき、昭和 46 年4月1日から建築審査会を設置しており、7名の委員で構成されています。

建築審査会の職務としては、主に次の3点が挙げられます。

① 特定行政庁の許可等に対する同意
② 行政処分又はこれに係る不作為に対する不服申し立てについての審理、裁決等
③ 法令施行についての建議

■　人にやさしいまちづくり条例

この条例は、人にやさしいまちづくりの基本的な考え方や、事業者などの役割を示すことにより、人にやさしいまちづくりに必要な施策の推進を図り、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が安全で快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的とし、平成7年3月に福島県により制定されたものです。

この条例の制定により、病院、ホテル、理美容院、薬局、飲食店等の不特定かつ多数の方が利用する施設で、一定の規模を超えるものについては、新築、増築又は改築等を行う場合、工事に着手する 30 日前までにその計画を知事に届け出なければなりません。

福島県では、この条例に適合した建物に「福島県やさしさマーク」を交付しており、令和7年度はいわき市内の施設への交付は1件でした。

また、いわき市においても『いわき市福祉のまちづくり整備指針』を定めています。

■　都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」は、低炭素建築物の普及の促進のための措置等により、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、平成 24 年 12 月4日に施行されました。

この法律では、低炭素建築物の普及の促進のため、建築物のエネルギーの使用の効率性等の性能が建築物エネルギー消費性能基準等の基準に適合する低炭素建築物新築等計画を策定して、その計画を所管行政庁（いわき市）が認定することにより、建築物に関する容積率の特例を受けることができます。

■　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的として、平成 28 年4月1日に施行されました。

この法律では、省エネ基準への適合義務等の規制措置に加え、省エネルギー性能の優れた建築物に関する容積率の緩和や省エネ性能の表示制度などの誘導措置が講じられています。

■　建築行政・開発許可 DX 推進事業

令和8年3月から、デジタル技術の活用により、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、建築確認に関連する情報の閲覧や各種証明書の取得機能等を有し、複数の情報を一元的に閲覧・取得できる窓口システムを導入しました。これにより、利便性の向上や待ち時間の短縮を図るとともに、建築行政に関する情報へのアクセス性を高め、企業誘致や民間投資の促進、「まちの魅力向上」につなげ、持続可能なまちづくりを推進しています。

■ 定期報告制度

定期報告制度は、建築物などの定期的な調査・検査の結果を特定行政庁（いわき市）に報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全を確保することを目的としています。

■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称：建設リサイクル法)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事については、特定建設資材廃棄物を、基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられています。

○ 特定建設資材とは

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリート

○ 対象となる建設工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム）	1億円以上
建築物以外の工事（土木工事等）	500万円以上

■ 垂直積雪量

建築基準法施行令第 86 条第3項の規定により、いわき市長が規則で定める垂直積雪量の数値は、次のとおりです。

区　　域	垂 直 積 雪 量(cm)
いわき市遠野支所の所管区域	40
いわき市三和支所及びいわき市川前支所の所管区域	80
いわき市田人支所の所管区域	50
その他の区域	30

■ 日影による中高層の建築物の制限

建築基準法第 56 条の2第1項の規定により福島県知事が条例で定める日影による中高層の建築物の制限は、次のとおりです。

※太陽高度の算出に必要ないわき市の「緯度」は、北緯 36° 56′ とします。なお、磁北差の参考値は、6° 10′ とします。

地　　域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5m を超え、10m 以内の範囲内における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10m を超える範囲内における日影時間
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域で容積率の値が 5/10 から 20/10 までの区域	軒の高さが7m を超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5 m	4 時 間	2.5 時 間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で容積率の値が 10/10 から 20/10 までの区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	4 時 間	2.5 時 間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で容積率の値が 20/10 の区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	5 時 間	3 時 間

■ 風速

建築基準法施行令第 87 条第2項に規定するいわき市の風速Voは 30m/s です。

なお、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に基づく地表面粗度区分について、いわき市では区域を指定していません。

■ 中間検査の特定工程

中間検査制度は、平成 10 年の建築基準法の改正により、建築物の安全性を確保することを目的に、施工中の検査が義務付けられたものです。

建築主は、中間検査を行う工程（特定工程）に係る工事終了後４日以内に中間検査の申請を行い、建築主事等の検査を受けなければなりません。また、中間検査終了後、建築主事等が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はできないこととされています。

なお、いわき市では中間検査の実施について、次の内容により中間検査を行うこととしています。

１　中間検査を行う区域

いわき市全域

２　中間検査を行う期間

令和６年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

⑴　木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が 100 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が２以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　法第 18 条第２項の規定による通知に係る建築物

イ　市町村が建築主である建築物

ウ　国若しくは地方公共団体が工事監理を行っている建築物

エ　枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法による建築物

オ　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。）第５条第１項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

⑵　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第１(い)欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が 500 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が３以上のもの。ただし、前項ア～ウに掲げるものを除く。

４　指定する特定工程（法第７条の３第１項第１号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

⑴　木造の建築物にあっては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

⑵　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、基礎に鉄筋を配置する工事、２階の床版に鉄筋を配置する工事及び建築物の地上部分の階数を２で除した数値（その数値に１未満の端数が生じた場合は、これを切上げた数値）に１を加えた階の床版に鉄筋を配置する工事

⑶　鉄骨造の建築物にあっては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締め付け工事

５　指定する特定工程後の工程

⑴　木造の建築物にあっては、壁の外装工事又は内装工事

⑵　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあっては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事

６　経過措置

令和６年４月１日より前に法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認の申請がされた建築物に係る特定工程については、建築基準法第７条の３第１項第２号及び同条第６項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（令和３年いわき市告示第 277 号）に定めるところによる。

■ 市街化調整区域の建築制限

いわき都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築制限は、次のとおりです。

	いわき都市計画区域のうち 用途地域の指定のない区域 （右欄に掲げる区域を除く）	いわき市 石森,若葉台,洋向台,南台 のうち区域図に示す区域
法第 52 条第1項第8号 の規定に基づく数値 （容積率）	10 分の 20 （200%）	10 分の8 （80%）
法第 53 条第1項第6号 の規定に基づく数値 （建蔽率）	10 分の6 （60%）	10 分の5 （50%）
法第 56 条第1項第1号 による法別表第3(に) 欄5の項に基づく数値 （道路斜線）	1.5 （勾配 1.5）	1.25 （勾配 1.25）
法第 56 条第1項第2号 二の規定に基づく数値 （隣地斜線）	1.25 （20m+勾配 1.25）	1.25 （20m+勾配 1.25）

○ 建築協定・その他の法令により定められている制限については、従来どおり適用されます。

■ 地区計画の区域内における建築物の制限

建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

○いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する事項

対象区域	位置	事項※	内容※
1 平上荒川住宅団地 地区計画	平上荒川字後沢、字五郎内の各一部、 内郷小島町服部沢の一部、 明治団地の一部	建築することができる建築物	一戸建ての住宅（令第 130 条の3に規定する住宅及びこれに附属する建築物を含む。）及びこれに附属する建築物
2 平中山住宅団地 地区計画	平中山字柿ノ目の一部	容積率	10 分の8
3 四倉町上仁井田 住宅団地地区計画	四倉町上仁井田字岸前の一部	建蔽率	10 分の5
4 平幕ノ内住宅団地 地区計画	平幕ノ内字水穴、字田中、 字西田、字大内、字高田 及び字我曾内の各一部	敷地面積	165㎡
5 渡辺町洞住宅団地 地区計画	渡辺町洞字関田及び字勝 キ田の各一部	外壁の 後退距離	1m
6 平泉崎住宅団地 地区計画	平泉崎字砂田及び 字下百目木の各一部	高さ	地盤面から 10m
7 常磐上矢田町住宅 団地地区計画	常磐上矢田町湯草田 及び町田の各一部	各部分の高さ	建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの及び当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに5mを加えたもの
8 好間町上好間住宅 団地地区計画	好間町上好間字大堰、 字内ノ草、字岩穴及び 字今宿の各一部		

※1～8の地区計画の規制内容は共通です。

地区計画	位置	事項	内容
9 岩間町小原 地区計画	岩間町小原の一部	建築することができる建築物	(1) 一戸建ての住宅（次号から第4号までに掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。） (2) 令第 130 条の5の3に規定する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (3) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (4) 診療所 (5) 公民館及び地区集会所 (6) 巡査派出所、公衆電話所及び令第 130 条の4に規定する建築物 (7) 倉庫業を営まない倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (8) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

地区計画	位置	地区	事項	内容
10 いわきアカイテクノパーク地区計画	平赤井字畑子沢の一部		建築することができる建築物	法別表第2(わ)項第2号から第8号までに掲げる建築物(物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡未満のものを除く。)以外の建築物
11 いわき駅北口地区計画	平字白銀町、字田町、字柳町、字旧城跡、字番匠町の各一部の区域	A地区 B地区	建築することができる建築物	(1) 1棟の総住戸数が 20 以上の共同住宅 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡以内のもの (3) 事務所 (4) ホテル及び旅館 (5) 病院及び診療所 (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物 (7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 (8) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (9) 学校(専修学校及び各種学校を含む。) (10) カラオケボックスその他これに類する建築物 (11) 自動車車庫 (12) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
			敷地面積	1,000 ㎡
		C地区	建築することができる建築物	(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物 (2) 事務所 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物 (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 (5) 学校(専修学校及び各種学校を含む。) (6) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

地区計画	位置	地区	事項	内容
12 いわきスマートタウン地区計画	平上山口字金折平、字小喜目作、字浜ノ作及び字日渡の各一部の区域 平下山口字後沢、字大沢及び字桃木沢の各一部の区域 平上高久字大日作の一部の区域	A地区	建築することができる建築物	(1) 令第 130 条の5の3に規定する建築物 (2) 事務所 (3) 病院及び診療所 (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する建築物 (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物 (6) 巡査派出所、公衆電話所及び令第 130 条の4に規定する建築物 (7) 学校(専修学校及び各種学校を含む。) (8) 公衆浴場 (9) 地区集会所 (10) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
		B地区	建築することができる建築物	(1) 令第 130 条の5の3に規定する建築物 (2) 事務所 (3) 診療所 (4) 一戸建ての住宅(前3号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。) (5) 長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿(共同住宅にあっては、第1号から第3号までに掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。) (6) 老人ホーム (7) 動物病院及びペット美容室 (8) 巡査派出所、公衆電話所及び令第 130 条の4に規定する建築物 (9) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物
			敷地面積	165㎡
			外壁の後退距離	1m
		C 地区	建築することができる建築物	(1) 一戸建ての住宅(次号に掲げる建築物の用途を兼ねるものを含む。) (2) 令第 130 条の5の2に規定する建築物 (3) 前2号に掲げる建築物に附属する建築物
			敷地面積	165㎡
			外壁の後退距離	1m

■ 特別用途地区内における建築物の制限

建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、「いわき市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

1 立地規制の対象となる区域

いわき市内のすべての準工業地域

2 立地規制の対象となる建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ若しくは建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 に規定する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場若しくは同令第 130 条の 8 の 2 第 2 項に規定する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

■ 中高層建築物指導要綱

「いわき市中高層建築物に係る電波障害等の防止に関する指導要綱」は、中高層建築物の建築に伴って生じる電波障害等に関する紛争を未然に防止することを目的としており、平成16年10月１日には、近隣関係住民に対する建築計画の早期事前説明の実施、周知方法の徹底等を充実させるため、要綱の一部を改正しています。

1 対象建築物

①	階数（地階を除く。）が3以上の建築物（一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）を除く。）
②	高さが10メートルを超える建築物

2 要綱の概要

⑴ 建築主等は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を計画敷地の道路に面する部分に設置するものとする。

⑵ 標識の設置期間は、確認申請をしようとする日の少なくとも45日前の日から工事完了の日までの間とする。

⑶ 建築主等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。

⑷ 建築主等は、標識設置後、速やかに近隣関係住民に建築計画、工事施工計画、電波障害対策等について説明するものとする。

⑸ 建築主等は、確認申請をしようとする日の15日前までに、近隣関係住民説明報告書等の書類を市長に提出するものとする。

■ 携帯電話基地局等指導要綱

携帯電話などの普及に伴う携帯電話基地局等の建設に関して、近隣住民による反対運動などの紛争が生じていたことから、平成16年６月に指導指針を制定し、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出時に指導を行ってきましたが、通信エリアの拡大及び通信技術の発達に伴う携帯電話基地局等の増加に対し、指導の強化を図るため「いわき市携帯電話基地局等の建設に係る紛争防止に関する要綱」を定め、平成19年６月１日より施行しました。

1 対象となる携帯電話基地局等

いわき市の景観を守り育て創造する条例に基づく、大規模行為の届出が必要となる高さ13mを超える携帯電話等の基地局

2 要綱の概要

⑴ 事業者等は、携帯電話基地局等を建設しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を敷地の見えやすい場所に設置するものとする。

⑵ 標識の設置期間は、大規模行為の届出をしようとする日の少なくとも30日前の日から工事完了の日までの間とする。

⑶ 事業者等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。

⑷ 事業者等は、標識の設置後、速やかに基地局の規模及び工事の概要等について、高さの2倍の範囲に居住する近隣住民及び近隣住民が属する自治会等の代表者に説明を行うほか、周辺300mの範囲の周辺住民から説明を求められた場合、説明を行うものとする。

⑸ 事業者等は、大規模行為の届出又は高さが15mを超える場合に必要な建築確認の申請前に、近隣関係住民説明報告書を提出するものとする。

■ 建築基準法関係の手数料

◆ 確認、完了検査及び中間検査申請手数料　　R7.4.1～

区分		手数料の額			
		確認申請	完了検査申請		中間検査申請
	床面積の合計		中間検査無し	中間検査有り	
建築物	A ≦ 30㎡	9,000円	14,000円	12,000円	13,000円
	30㎡ ＜ A ≦ 100㎡	17,000円	16,000円	15,000円	16,000円
	100㎡ ＜ A ≦ 200㎡	34,000円	22,000円	20,000円	20,000円
	200㎡ ＜ A ≦ 500㎡	38,000円	29,000円	28,000円	28,000円
	500㎡ ＜ A ≦ 1,000㎡	51,000円	49,000円	46,000円	45,000円
	1,000㎡ ＜ A ≦ 2,000㎡	71,000円	67,000円	63,000円	60,000円
	2,000㎡ ＜ A ≦ 10,000㎡	212,000円	157,000円	151,000円	135,000円
	10,000㎡ ＜ A ≦ 50,000㎡	333,000円	241,000円	235,000円	209,000円
	50,000㎡ ＜ A	647,000円	488,000円	482,000円	427,000円
建築設備（昇降機）		14,000円	18,000円	—	—
	計画変更	7,000円			
建築設備（小荷物専用昇降機）		7,000円	11,000円	—	—
	計画変更	4,000円			
工作物		12,000円	13,000円	—	—
	計画変更	6,000円			

備考　上の表の建築物に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定します。

【確認申請手数料】
① 建築物を建築する場合（計画変更及び移転を除く。）は、その建築する部分の床面積
② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転を除く。）は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分は、その増加する部分の床面積）
③ 建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合（計画変更を除く。）は、その移転、修繕、模様替又は用途変更をする部分の床面積の2分の1
④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1

【完了検査申請手数料】
① 建築物を建築した場合（移転を除く。）は、その建築した部分の床面積
② 建築物を移転、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、その移転、修繕又は模様替した部分の床面積の2分の1

【中間検査申請手数料】
中間検査をする部分の床面積

◆ 主な許可等の申請手数料　　R7.4.1～

区　　分			手数料の額
検査済証の交付を受けるまでの建築物等の仮使用認定申請	規模区分	200㎡以内のもの	27,000　円
		200㎡を超えるもの	120,000　円
道路位置指定申請			50,000　円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請			27,000　円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請			33,000　円
公衆便所等の道路内における建築許可申請			33,000　円
道路内における建築認定申請			27,000　円
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請			160,000　円
用途地域における建築等許可申請			180,000　円
特殊建築物等の敷地の位置の許可申請			160,000　円
仮設建築物建築許可申請	存続する期間	2月以内	43,000　円
		2月を超え3月以内のもの	60,000　円
		3月を超えるもの	120,000　円
移転の認定申請			27,000　円

◆ 住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)手数料
R7.4.1～

区分	手数料の額
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル未満	38,000　円
一戸建ての住宅でその床面積が200平方メートル以上	43,000　円
共同住宅等でその床面積が300平方メートル未満	77,000　円
共同住宅等で床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	128,000　円
共同住宅等で床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	217,000　円
共同住宅等で床面積が5,000平方メートル以上	311,000　円

備考　仕様基準により省エネ性能を評価する場合は、建築確認の審査で基準への適合を確認するため、省エネ適判は不要となります。

◇建築統計

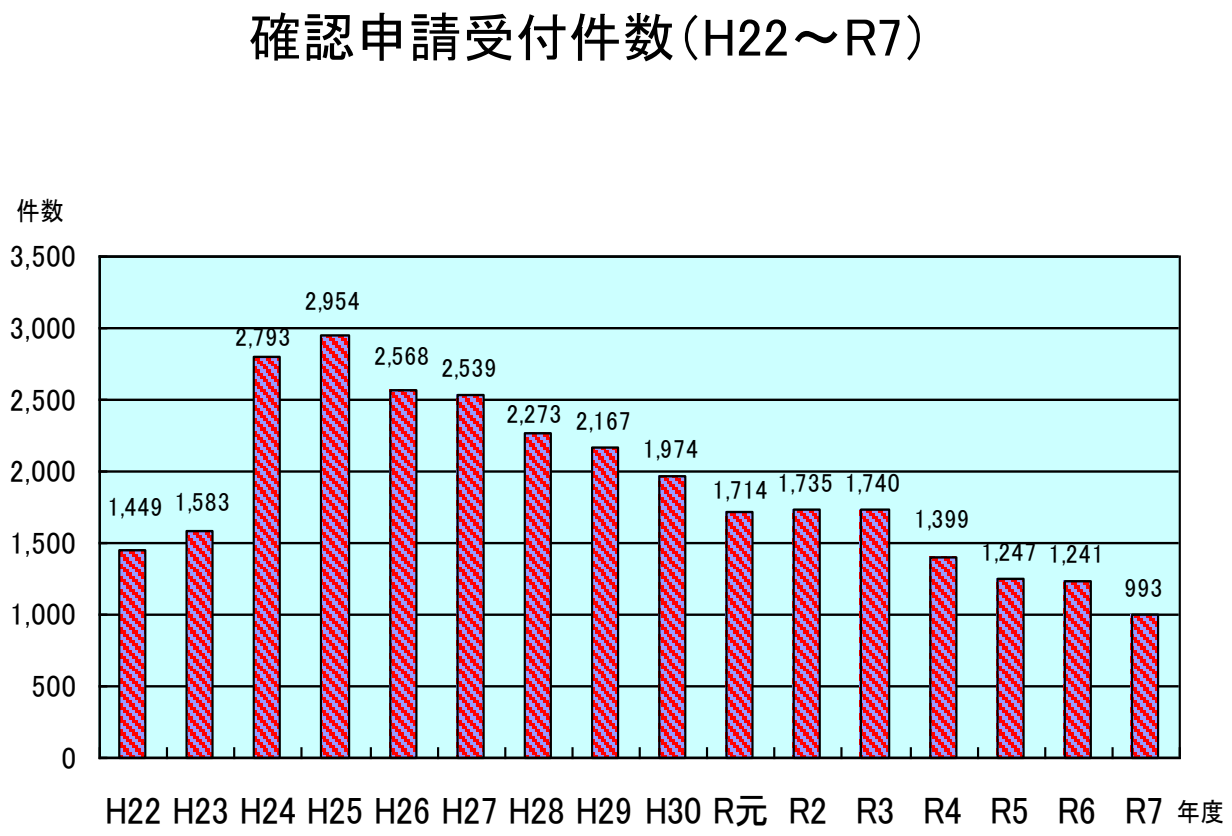
■ 確認申請受付件数の推移

いわき市内の確認申請受付件数は、平成 20 年度から平成 23 年度まで概ね 1,500 件で推移してきました。

東日本大震災後は建築需要が増加し、平成 24 年度以降は震災前と比較し、大幅な増加がみられたものの、平成 25 年度をピークに全体的には減少しています。

令和 7 年度については、前年度と比較し 248 件、約 20.0 ポイントの減少となり、過去最低の受付件数となりました。

主な要因としては、近年における建築資材価格や燃料費、人件費などの工事費が高騰していることや、令和 7 年 4 月 1 日に施行された建築物省エネ法の改正により、省エネ適判に係る手続きや申請手数料などの負担が想定されたことから、法改正前の制度で建築確認を受けるため、令和 6 年度中に確認申請を前倒しする動きが生じたことが、今期の確認申請件数の減少に影響したものと推測されます。



■　確認申請及び許可申請受付件数（年度別）　※民間機関受付件数については、市に報告された日に受付されたものとして集計しています。　▼ 区分の変更

項目＼年度			S45	50	55	60	H元	5	10	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R２	R３	R４	R5	R6	R7	年度＼項目（区分変更）				
確認申請受付件数	建築物	法6条第1号～第3号	市受付	750	635	600	712	889	832	671	179	199	185	139	94	72	51	40	5	24	26	22	23	23	7	8	13	14	8	7	4	5	2	市受付	法6条第1号	建築物	確認申請受付件数
			民間受付							267	309	305	293	258	209	198	225	317	516	616	475	464	398	277	308	222	205	172	160	113	73	22	民間受付				
			計	750	635	600	712	889	832	671	446	508	490	432	352	281	249	265	322	540	642	497	487	421	284	316	235	219	180	167	117	78	6	市受付	法6条第2号		
		法6条第4号（旧）※１	市受付	2,702	4,265	3,035	2,280	2,397	2,182	1,645	327	241	206	236	204	247	150	105	22	51	66	53	60	43	30	25	28	55	38	26	21	28	661	民間受付			
			民間受付							1,017	1,132	1,127	1,116	957	880	950	981	1,167	2,091	2,161	1,909	1,878	1,708	1,756	1,556	1,360	1,378	1,469	1,130	1,048	1,082	19	市受付	法6条第3号			
			計	2,702	4,265	3,035	2,280	2,397	2,182	1,645	1,344	1,373	1,333	1,352	1,161	1,127	1,100	1,086	1,189	2,142	2,227	1,962	1,938	1,751	1,786	1,581	1,388	1,433	1,507	1,156	1,069	1,110	236	民間受付			
		計	市受付	3,452	4,900	3,635	2,992	3,286	3,014	2,316	506	440	391	375	298	319	201	145	27	75	92	75	83	66	37	33	41	69	46	33	25	33	27	市受付	計		
			民間受付							1,284	1,441	1,432	1,409	1,215	1,089	1,148	1,206	1,484	2,607	2,777	2,384	2,342	2,106	2,033	1,864	1,582	1,583	1,641	1,290	1,161	1,155	919	民間受付				
			計	3,452	4,900	3,635	2,992	3,286	3,014	2,316	1,790	1,881	1,823	1,784	1,513	1,408	1,349	1,351	1,511	2,682	2,869	2,459	2,425	2,172	2,070	1,897	1,623	1,652	1,687	1,323	1,186	1,188	946	計			
	建築設備		市受付	15	18	31	31	52	37	27	19	20	29	17	32	15	7	5	3	4	1	5	10	3	2	2	3	6	1	0	0	0	0	市受付	建築設備		
			民間受付							4	7	3	14	23	13	5	23	18	76	32	38	34	22	32	17	21	20	13	25	21	15	6	民間受付				
			計	15	18	31	31	52	37	27	23	27	32	31	55	28	12	28	21	80	33	43	44	25	34	19	24	26	14	25	21	15	6	計			
	工作物		市受付	39	45	47	58	117	90	110	60	119	90	126	65	40	22	36	6	17	15	15	16	12	8	10	23	26	18	21	2	2	5	市受付	工作物		
			民間受付							4	4	20	26	17	40	21	34	45	14	37	51	54	64	55	48	44	31	21	30	38	36	36	民間受付				
			計	39	45	47	58	117	90	110	64	123	110	152	82	80	43	70	51	31	52	66	70	76	63	58	67	57	39	51	40	38	41	計			
合計			市受付	3,506	4,963	3,713	3,081	3,455	3,141	2,453	585	579	510	518	395	374	230	186	36	96	108	95	109	81	47	45	67	101	65	54	27	35	32	市受付	合計		
			民間受付	0	0	0	0	0	0	0	1,292	1,452	1,455	1,449	1,255	1,142	1,174	1,263	1,547	2,697	2,846	2,473	2,430	2,192	2,120	1,929	1,647	1,634	1,675	1,345	1,220	1,206	961	民間受付			
			計	3,506	4,963	3,713	3,081	3,455	3,141	2,453	1,877	2,031	1,965	1,967	1,650	1,516	1,404	1,449	1,583	2,793	2,954	2,568	2,539	2,273	2,167	1,974	1,714	1,735	1,740	1,399	1,247	1,241	993	計			
計画通知受付件数				13	91	155	64	63	101	67	38	29	36	42	25	19	24	13	13	40	158	132	55	91	90	28	21	25	15	13	9	14	5	計画通知受付件数			
許可申請受付件数				69	80	89	101	85	78	65	36	43	64	60	68	71	44	44	95	112	150	135	114	142	87	56	44	42	37	35	38	30	35	許可申請受付件数			

※１　令和7年4月1日の建築基準法改正により、建築確認の対象となる建築物の区分が見直され、従前の「法第6条第4号」の区分が廃止されたため、
令和7年度以降は「法第6条第4号（旧）」として表示しています。なお、旧4号に該当していた建築物は、改正後の区分（法第6条第2号・3号）に移行しています。
※２　平成11年5月1日施行の建築基準法改正により、指定確認検査機関（民間）においても建築確認申請の受付が可能となっています。

■　工種別用途別確認申請受付件数（年度別）

※民間機関受付件数については、市に報告された日に受付されたものとして集計しています。

項目＼年度		S50	60	H元	10	15	20	25	26	27	28	29	30	R元	R２	R３	R４	R5	R6	R7
建築確認申請件数		4,900	2,992	3,286	2,316	1,790	1,408	2,869	2,459	2,425	2,172	2,070	1,897	1,623	1,652	1,687	1,323	1,186	1,188	946
新築	住　宅	2,970	1,684	1,902	1,229	1,036	870	1,996	1,731	1,746	1,506	1,559	1,417	1,256	1,237	1,340	999	930	928	737
	（併用住宅）	(279)	(121)	(134)	(37)	(21)	(11)	(42)	(46)	(26)	(23)	(24)	(16)	(12)	(21)	(13)	(10)	(9)	(10)	(8)
	共同住宅 長屋	87	128	212	154	137	104	205	186	143	177	137	92	63	56	56	73	61	33	26
	その他の建築物	634	550	693	208	151	119	199	198	188	171	139	160	110	139	113	106	78	86	77
	計	3,691	2,362	2,807	1,591	1,324	1,093	2,400	2,115	2,077	1,854	1,835	1,669	1,429	1,432	1,509	1,178	1,069	1,047	840
増築	住　宅	784	489	375	365	265	185	331	238	231	193	154	150	115	123	107	86	69	72	66
	（併用住宅）	(138)	(58)	(37)	(24)	(12)	(7)	(10)	(9)	(11)	(9)	(9)	(4)	(3)	(5)	(4)	(4)	(3)	(5)	(2)
	共同住宅 長屋	3	6	4	7	4	0	3	5	3	1	2	0	0	3	0	0	1	0	0
	その他の建築物	182	84	85	145	106	106	116	87	97	101	71	66	68	89	63	54	42	62	39
	計	969	579	464	517	375	291	450	330	331	295	227	216	183	215	170	140	112	134	105
改築	住　宅	199	34	12	171	75	14	3	2	4	12	2	4	2	2	2	0	1	1	1
	（併用住宅）	(32)	(5)	(1)	(8)	(4)	(2)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	共同住宅 長屋	1	2	0	15	4	1	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の建築物	40	15	3	22	12	9	16	12	12	11	6	8	9	3	6	5	4	6	0
	計	240	51	15	208	91	24	19	14	17	23	8	12	11	5	8	5	5	7	1
合計	住　宅	3,953	2,207	2,289	1,765	1,376	1,069	2,330	1,971	1,981	1,711	1,715	1,571	1,373	1,358	1,449	1,085	1,000	1,001	804
	（併用住宅）	(449)	(184)	(172)	(69)	(37)	(20)	(52)	(56)	(38)	(33)	(33)	(22)	(15)	(26)	(17)	(14)	(12)	(15)	(10)
	共同住宅 長屋	91	136	216	176	145	105	208	191	147	178	139	92	63	59	56	73	62	33	26
	その他の建築物	856	649	781	375	269	234	331	297	297	283	216	234	187	231	182	165	124	154	116
	計	4,900	2,992	3,286	2,316	1,790	1,408	2,869	2,459	2,425	2,172	2,070	1,897	1,623	1,652	1,687	1,323	1,186	1,188	946
対前年増減				11	△ 81	△ 54	△ 105	1,358	△ 410	△ 34	△ 287	△ 102	△ 173	△ 274	29	35	△ 364	△ 137	2	△ 242
（比率%）				100.34	96.62	89.23	93.06	189.87	85.71	98.62	89.57	95.30	91.64	85.56	101.79	102.12	78.42	89.64	100.17	79.63

地区別用途別確認申請受付件数及び床面積（令和7年度）

※民間機関受付件数については、市に報告された日を基準に集計しています。

地区名		専用住宅				共同住宅・長屋				併用住宅				その他の建築物				合計			
		新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計
平	件数	195	14	0	209	8	0	0	8	4	0	0	4	16	11	0	27	223	25	0	248
	面積	22,257	1,310	0	23,567	2,246	0	0	2,246	844	0	0	844	9,359	3,969	0	13,328	34,706	5,279	0	39,985
小名浜	件数	249	13	0	262	13	0	0	13	3	0	0	3	31	12	0	43	296	25	0	321
	面積	27,908	1,232	0	29,140	4,677	0	0	4,677	369	0	0	369	19,634	3,908	0	23,542	52,588	5,140	0	57,728
勿来	件数	112	11	1	124	0	0	0	0	0	2	0	2	9	4	0	13	121	17	1	139
	面積	12,247	1,225	168	13,640	0	0	0	0	0	37	0	37	5,101	331	0	5,432	17,348	1,593	168	19,109
常磐	件数	67	4	0	71	1	0	0	1	1	0	0	1	6	6	0	12	75	10	0	85
	面積	7,295	458	0	7,753	402	0	0	402	70	0	0	70	462	301	0	763	8,229	759	0	8,988
内郷	件数	41	4	0	45	2	0	0	2	0	0	0	0	4	0	0	4	47	4	0	51
	面積	4,799	187	0	4,986	699	0	0	699	0	0	0	0	454	0	0	454	5,952	187	0	6,139
四倉	件数	21	7	0	28	1	0	0	1	0	0	0	0	3	3	0	6	25	10	0	35
	面積	2,329	399	0	2,728	236	0	0	236	0	0	0	0	190	228	0	418	2,755	627	0	3,382
遠野	件数	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	4
	面積	108	140	0	248	0	0	0	0	0	0	0	0	740	0	0	740	848	140	0	988
小川	件数	5	4	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	9	4	0	13
	面積	689	315	0	1,004	0	0	0	0	0	0	0	0	1,798	0	0	1,798	2,487	315	0	2,802
好間	件数	30	3	0	33	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	4	32	6	0	38
	面積	3,157	295	0	3,452	515	0	0	515	0	0	0	0	94	3,109	0	3,203	3,766	3,404	0	7,170
三和	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川前	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久之浜	件数	8	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9	2	0	11
	面積	822	72	0	894	0	0	0	0	0	0	0	0	576	0	0	576	1,398	72	0	1,470
大久	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	676	0	0	676	676	0	0	676
合計	件数	729	64	1	794	26	0	0	26	8	2	0	10	77	39	0	116	840	105	1	946
	面積	81,611	5,633	168	87,412	8,775	0	0	8,775	1,283	37	0	1,320	39,084	11,846	0	50,930	130,753	17,516	168	148,437

■事業等別手続き等件数一覧（令和7年度）

事業等区分	手続き等	件数等
ゆとりの道路整備事業	事前協議件数	46 件
道路位置指定	位置指定件数	7 件
	位置指定延長	297.15 m
人にやさしいまちづくり条例	届出件数	27 件
都市の低炭素化の促進に関する法律	計画認定	1 件
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	計画認定	0 件
中高層建築物指導要綱	届出件数	8 件
携帯電話基地局等指導要綱	届出件数	5 件

■定期報告状況（令和7年度）

種別	対象件数	報告件数	報告率
建築物	153	146	95.42%
防火設備	218	123	56.42%
昇降機	1,063	981	92.29%

※対象件数には過年度の未報告件数を含みません。未報告のものについては、随時、指導を行っています。

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　届出件数（令和7年度）

	届出書	通知書	合計
建築物の解体	507	18	525
建築物の新築・増築・修繕・模様替（リフォーム）	27	11	38
建築物以外の工事（土木工事等）	134	205	339
合　　計	668	234	902

■ いわき市建築協定一覧表

令和8年4月1日現在

	建　　築　　協　　定　　名	認可年月日	変更年月日	区画数	面積(㎡)
1	いわき市中央台飯野一丁目	S57. 9.20		563	173,370
2	いわき市洋向台	S58.12.21		818	476,474
3	いわき市中央台飯野二丁目	S59. 7.28		358	113,735
4	ニュータウン石森	S60.10. 8		587	193,341
5	浅貝団地	S61. 8.20		72	20,807
6	いわき市中央台飯野三丁目第一地区	S62. 9.25		58	17,329
7	クリーンヒルズ湯本	S63. 4.19		134	37,876
8	南ヶ丘団地	S63.11. 1		55	21,863
9	いわき市中央台鹿島一丁目	S63.12.26		616	198,185
10	パークタウンあかり野	H元. 6.26		74	22,667
11	いわき市湘南台	H元.12.22	H 8.10.24	421	120,824
12	ガーデンタウン桜井	H 3. 9.11		92	37,435
13	スパタウン草木台	H 3. 9.18		482	204,038
14	いわき市中央台鹿島三丁目A・B地区	H 4. 8.27		512	197,700
15	いわき市中央台鹿島三丁目C・D地区	H 4. 8.27		58	18,400
16	檜タウン西橋本	H 4.10.27	H 6.10. 4	47	10,829
17	いわき南台一丁目第1地区	H 4.11.13		147	37,451
18	いわき市中央台鹿島2丁目A・B地区	H 5.11. 4		391	123,300
19	いわきニュータウン業務地区	H 5.11. 4	H23.7.25	16	59,141
20	ガーデンタウン宝海	H 5.12. 2		75	19,071
21	いわき南台一丁目第2地区	H 5.12. 8		166	59,429
22	いわき南台二丁目第1地区	H 6.11. 2		103	31,271
23	いわきニュータウン鹿島サブセンター地区	H 6.12. 7	H31.1.9	10	8,774
24	いわき市中央台鹿島木のまち地区	H 7. 1.25		49	14,000
25	いわき南台二丁目第2地区	H 7. 9.14		92	23,989
26	いわき市中央台高久三丁目第一地区	H 8. 7.30		118	35,282
27	平南台第一工区	H 9. 4.24		242	87,527
28	いわき市中央台高久三丁目第二地区	H 9. 6. 9		129	40,782
29	いわき市中央台高久三丁目第三地区	H 9.10.22		97	33,274
30	平南台第二、第三工区	H10. 3. 4		193	65,140
31	いわき市中央台高久三丁目第四地区	H10. 5.28		164	53,588
32	平成ニュータウン第一地区	H10. 7.28		99	24,481
33	いわきタウンズヴィル第一協定区	H10.12. 9		127	34,510
34	いわきタウンズヴィル第二協定区	H11. 3. 2		130	35,068
35	平成ニュータウン第二地区	H11. 3.15		33	8,024
36	いわき市中央台高久二丁目	H11. 5.24		167	48,993
37	いわき市中央台飯野三丁目第二地区・飯野四丁目	H11. 5.24		196	60,988
38	平成ニュータウン第三地区	H11. 5.25		171	41,234
39	ビラージュ白鳥（第一工区）	H11. 7.29		44	9,220
40	ビラージュ白鳥（第二工区）	H12. 5.15		58	13,498
41	平成ニュータウン第四地区	H12.11. 9		8	3,511
42	いわき市中央台高久一丁目第一地区	H15. 5.21		241	74,734
43	いわきタウンズヴィル第三協定区	H15. 9.12		239	64,990
44	いわき市中央台高久一丁目第二地区	H19. 5. 9		110	31,298
45	いわき市中央台高久四丁目地区	H22.4.27		178	49,000
46	いわき市中央台高久二丁目第二地区	R3.3.23		90	24, 138

■ <参考>いわき市を業務区域としている指定確認検査機関

（令和８年４月１日現在　日本建築行政会議HPより）

No.	機関名称	指定区分
1	（一財）日本建築センター	国土交通大臣
2	日本ＥＲＩ（株）	
3	（株）東日本住宅評価センター	
4	ハウスプラス住宅保証（株）	
5	（株）都市居住評価センター	
6	（一財）ベターリビング	
7	ビューローベリタスジャパン（株）	
8	（株）住宅性能評価センター	
9	（株）国際確認検査センター	
10	（株）ジェイ・イー・サポート	
11	日本建築検査協会（株）	
12	SBI アーキクオリティ（株）	
13	（株）グッド・アイズ建築検査機構	
14	日本建物評価機構（株）	
15	（株）GAI 建築確認	
16	アウェイ建築評価ネット（株）	
17	（株）東京建築検査機構	
18	（株）Ｊ建築検査センター	
19	日本確認センター（株）	
20	（株）サッコウケン	
21	（株）東北建築センター	東北地方整備局
22	（一財）ふくしま建築住宅センター	福島県知事

■ <参考>福島県指定構造計算適合性判定機関（10,000㎡以下）

（令和８年４月１日現在　福島県HPより）

No.	機関名称
1	（一財）福島県建築安全機構
2	（株）建築構造センター
3	（株）グッド・アイズ建築検査機構

■ <参考>いわき市を業務区域としている登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（令和8年7月1日現在　国土交通省HP、東北地方整備局HPより）

No.	機関名称	登録区分
1	（株）都市居住評価センター	国土交通大臣
2	（一財）ベターリビング	
3	日本建物評価機構（株）	
4	日本ＥＲＩ（株）	
5	（一財）日本建築センター	
6	（株）東京建築検査機構	
7	（株）Ｊ建築検査センター	
8	ハウスプラス住宅保証（株）	
9	（株）西日本住宅評価センター	
10	（株）住宅性能評価センター	
11	（株）建築構造センター	
12	（株）グッド・アイズ建築検査機構	
13	（株）確認サービス	
14	ビューローベリタスジャパン（株）	
15	日本建築検査協会（株）	
16	（株）東日本住宅評価センター	
17	アウェイ建築評価ネット（株）	
18	（株）ジェイ・イー・サポート	
19	（株）国際確認検査センター	
20	（株）ハウスジーメン	
21	(株)GAI建築確認	
22	日本確認センター（株）	
23	（株）ERIソリューション	
24	（株）住宅あんしん保証	
25	関西住宅品質保証（株）	
26	建築検査機構（株）	
27	（株）評価審査機構	
28	（株）日本住宅保証検査機構	
29	にほんのいえ評価センター㈱	
30	(株)サッコウケン	
31	（一財）ふくしま建築住宅センター	東北地方整備局
32	（株）東北建築センター	